解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

大阪市都島区内代町一丁目八番一四号

株式会社清水工作所

代表清算人　清水　信雄

解散公告

当社は、平成二十八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

奈良県生駒市東菜畑二丁目九七四―三

株式会社エヌコム

代表清算人　羽部　英夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

広島市安芸区瀬野一丁目三一番一三―七号

有限会社松尾設計事務所

清算人　松尾　惠

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

広島県呉市下蒲刈町三之瀬二五七番地

有限会社吉川商店

清算人　吉川　宏夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

広島県呉市仁方西神町九番九号

有限会社エムケイクラフト

清算人　綿岡　美幸

解散公告

当社は、平成二十八年十一月二十八日開催の株主総会の決議により平成二十八年十一月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

愛媛県松山市南吉田町一七三一番地

有限会社キャリアテック

清算人　菅　眞人

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

福岡市西区姪の浜四丁目一九番五―二〇一号

有限会社昇原

清算人　宇野　純輔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

東京都八王子市打越町一三六四番地

医療法人社団瀬戸整形外科医院

代表清算人　瀬戸　英武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

三重県四日市市城西町七番三二号

医療法人真議会

清算人　山本　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

北九州市小倉南区津田新町四丁目一番六号

医療法人社団樹徳会

清算人　坂口　二夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月十五日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年十一月十七日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

熊本県天草市牛深町二〇六一番地二

医療法人社団佐々木内科

清算人　佐々木博満

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年十一月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

東京都中央区京橋二丁目四番一二号

全国信販厚生年金基金

代表清算人　金田　道明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

兵庫県姫路市安富町安志七九番屋敷　光久寺保存会

寺教院内　財団法人光久寺保存会

代表清算人　桑田　宏三

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十八年十一月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

兵庫県美方郡香美町村岡区用野五九〇番地

認可地縁団体用野区

清算人　田中　音幸

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年十一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

広島県広島市南区的場町一丁目七番二〇号

中国石油業厚生年金基金

代表清算人　西尾　正嗣

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年十一月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一八番八号

福岡県・佐賀県トラック厚生年金基金

代表清算人　増田　康雄